

行財政改革計画（改定素案）の概要



行財政改革計画 (改定素案)

平成 16 年 1 月

堺 市

1．計画改定の趣旨

本市は、行財政改革計画を平成15年2月に策定し、財政収支の均衡と活力に満ちたまちづくりという目標達成のため、全庁を挙げて行政経営の改革と財政構造の改革、政策推進（活力あるまちづくりの推進）を一体で推進してきました。そうした中で、まず人件費の削減など行政内部のスリム化に取り組むとともに、市税収入の確保、アウトソーシングの推進や施策・事業の見直し、受益者負担の適正化などに積極的に取り組んできました。

しかし、経済情勢は、景気に若干の明るさが見えるものの、なお不透明感はぬぐいきれず、歳入確保が困難な状況が続くなど厳しい財政状況が続いています。また、国における三位一体改革（国庫補助金の廃止、地方への税源移譲、交付税改革）や財政再建の動きが本格化する中で、地方自治体の経営の自立化、効率化がさらに求められています。

現在、本市は、合併・政令指定都市の実現や都市再生の推進、持続可能な都市経営の展開などによって、関西圏の発展に寄与する都市の活力と格を有した、『ひとがつどい、まちがにぎわい、くらしにうおいのある』、21世紀をリードする世界に開かれた「自由都市・堺」の再生と発展を図るうえで、非常に重要な局面を迎えています。

そうしたことから、さらに行財政改革を強力に推進する必要がある、そのため現計画に追加・拡充して取り組む項目と内容を明らかにし、全庁一丸となって改革に取り組むため、計画の改定を行うものです。

2．計画改定の視点について

計画改定の基本的な視点として以下の4点を定め、これらの視点を中心にさらなる改革の一步を進めます。

- （視点1） 民間、市民、地域の力をさらに引き出す
- （視点2） 新たな発想で既存の枠組みや実施手法を再構築
- （視点3） 市が保有している経営資源のさらなる有効活用
- （視点4） 財政収支の均衡と持続可能な財政運営の枠組みの早期構築

視点 1 民間、市民、地域の力をさらに引き出す

「民間に委ねられるものは民間に」を基本に、行政の役割と責任の明確化や事業領域の見直しを進めるとともに、民間、市民、地域の力をさらに引き出す事業展開や行政運営を進めます。

○ 公の施設の管理運営に指定管理者制度を活用

- ・文化施設、勤労者総合福祉センター、老人福祉センター、障害者福祉センター、体育施設、青少年施設、図書館、公園関連施設、農業公園等

○ **アウトソーシングの推進**

- ・市営住宅管理、電話交換、プラネタリウム運営等の各業務について委託化を推進

○ **P F I 事業等の推進**

- ・清掃工場建替事業、市営住宅建替事業、市民会館建替事業の P F I 等の手法で推進

○ **民間事業者の活力をいかした事業展開**

- ・堺北エリア開発整備事業、堺鳳駅南地域整備事業、堺東駅周辺地域整備事業、文化観光拠点創出事業など

○ **市民や地域との協働型事業の推進**

- ・市民主体の花と緑のまちづくり活動の推進、まちかど子育てサポートルームの運営、路上違反簡易広告物除却員制度の実施など

視点 2 **新たな発想で既存の枠組みや実施手法を再構築**

右肩上がりの成長が望めない経済情勢にあって、市民のニーズに対応するため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底はもとより、発想の転換を図り施策・事業、組織・業務、制度などの既存の枠組みや実施手法などを再構築します。

○ **個人給付型事業を自立支援型に転換し施策事業を再構築**

- ・障害者（児）給付金、難病患者見舞金を廃止し（仮称）健康福祉プラザ整備事業など施策の再構築を推進
- ・敬老祝金を見直し、高齢者施策の再構築を推進
- ・生活保護対象者への自立支援施策を推進

○ **行政評価制度の構築と推進**

- ・局方針・重点目標管理制度の構築
- ・事業評価を再構築
- ・施策・事業の体系、組織・業務の体系の棚卸

○ **公営企業の経営手法の改革**

- ・病院事業における地方公営企業法の全部適用の取組
- ・下水道事業における地方公営企業法の全部適用（平成 16 年度予定）

○ **構造改革特区制度、地域再生制度の活用と推進**

- ・対象職種を保育所保育士、保育調理担当としたバリュアブルスタッフ特区（平成 15 年 11 月認定）の活用
- ・国の地域再生への取組との連動により地域経済の活性化や地域雇用の創造に努めます。
地域の特性、住民や民間事業者のニーズを十分に踏まえながら、アイデアを結集して地域再生のための計画を策定

○ **新たな事業手法や技術の導入と活用**

- ・P F I 事業等の推進（再掲）
清掃工場建替事業、市営住宅建替事業、市民会館建替事業の P F I 等の手法で推進
- ・下水道汚泥のバイオコンポスト事業

- ・下水ポンプ場整備における発電事業

視点 3 市が保有している経営資源のさらなる有効活用

少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化を背景に、地方自治体の経営上、経営資源の有効活用がさらに重要になってきています。そのため、本市が保有している人材、知識・技術、情報、資産等の経営資源のさらなる有効活用を図ります。

○ 多様な人材の活用

- ・特区の活用も含めたバリュアブルスタッフ制度の充実、特別昇任、降任申出制度の創設
- ・市民や地域との協働型事業の展開の中で市民、地域の人材の力を引き出す。

○ 新たな事業手法や技術の導入と活用（再掲）

- ・下水道汚泥のバイオコンポスト事業
- ・下水ポンプ場整備における発電事業

○ 財産有効活用の推進（建物を中心とした）

- ・公共施設（公共建築物）の総合診断の実施
適正配置と機能面、維持管理コスト、営繕・保全、ライフサイクルコストなどから評価点検
- ・財産の有効活用と処分の推進
- ・民間のノウハウを活用した財産活用手法の確立
- ・公共建築物のライフサイクルコストを踏まえたストック・マネジメントの推進
維持管理の効率化、計画保全による延命化、建替更新の平準化等

視点 4 財政収支の均衡と持続可能な財政運営の枠組みの早期構築

なお不透明な経済情勢が続く中、財政収支の均衡を確たるものとしつつ、社会情勢や環境の変化に対応しうる持続可能な財政運営の枠組みの早期構築に向け、改革を進めます。

○ 外郭団体の改革

- ・団体の役割を検証し、市と団体の全体最適経営を基本に置きながら、事業の再編と再構築を図り、事業の活性化と効率化を進めます。【平成 18 年度までに、財政関与の額の 1 割縮減を目標に取り組みます。】

○ 公共施設運営の改革

公共施設の管理運営について、最適な管理手法等を検討し、コストの縮減とサービス向上を図ります。

- ・公の施設の管理運営について、地方自治法改正に基づく指定管理者制度を活用し、平成 18 年度までに民間事業者等（外郭団体も含む。）への管理代行と委託を進め、コストの縮減とサービス向上を進めます。【平成 18 年度までに公の施設の管理運営費の 2 割縮減を目標に取り組みます。】

- **施策事業の見直しと再構築**
 - ・ 個人給付型事業を自立支援型に転換し、施策事業を再構築
 - 障害者（児）給付金、難病患者見舞金の廃止と（仮称）健康福祉プラザ整備事業など施策の再構築を推進（再掲）
 - 敬老祝金を見直し、高齢者施策の再構築を推進（再掲）
- **税源涵養と市税収入等の確保、受益者負担の適正化**
 - ・ 都市再生事業の推進、産業集積拠点の形成、文化観光拠点の創出など税源の涵養につながる政策の推進
 - ・ 市税の徴収・滞納対策として軽自動車税の口座振替納付推進、申告の電子化の推進、高度な徴税技術を有する人材の活用と職員の育成

3．追加・拡充する取組項目について

（１）市民サービスを本質から見直します（サービス改革）

市民サービスの質的向上

- 個人給付型から自立支援型への市民サービスの質的転換
 - ・ 障害者（児）給付金、難病患者見舞金の廃止と（仮称）健康福祉プラザ整備事業など施策の再構築を推進します。
 - ・ 敬老祝金を見直し、高齢者施策の再構築を推進します。
- 公の施設の管理運営に指定管理者制度を活用して、開館日や開館時間の拡大など施設サービスを向上
 - ・ 図書館、文化会館等
- 市民満足度（CS）の向上を図る研修等を拡大し、職場風土の改善と、効率的で満足度の高いサービスを提供

P F I 等民間資金の活用の推進

- P F I 事業等の推進
 - ・ 清掃工場建替事業、市営住宅建替事業、市民会館建替事業を P F I 等の手法で推進します。
- P F I 等の手法導入検討のシステム化
 - ・ 建設を伴う施設の新築・更新時に、P F I 等の民間活用手法の導入検討を行うことをシステム化します。

アウトソーシングの推進

- アウトソーシングの推進
 - ・ 電話交換業務、プラネタリウム運営業務の委託化
 - ・ 市営住宅管理業務の委託化

- ・指定管理者制度を活用した公の施設の管理運営の管理代行と委託化
- ・水道事業における電話窓口業務、配水監視業務の委託化

業務改革の推進（旧サービス・業務の抜本的な見直しを変更）

団塊の世代の大量退職や持続可能な財政運営の枠組みを早期に構築するためには、業務の生産性を向上させることや業務ノウハウの的確な継承が必要です。そのため、庁内ＩＴ基盤を一層活用しながら、事務の統合化、業務プロセスの改革を進め、民間活力の活用を図りながら業務改革を推進します。

- 部門別の業務改革の推進
 - ・総務事務を中心とした内部管理事務部門の改革を推進
 - ・窓口等サービス部門の改革を推進
 - ・技術・事業部門の改革を推進

上下水道事業の統合（平成 16 年 4 月）
- 職場ごとの業務改革・改善の推進
 - ・業務改善表彰制度（さかいチャレンジ）を創設し、業務改善を推進します。

（２）人づくりをすすめます

人事制度の改革

- 能力を最大限発揮させる人材登用と人材配置
 - ・年功序列にとらわれない、能力の実証に基づく人材登用を行います。
 - 課長級から部長級への特別昇任の運用
- 人事評価制度の拡充
 - ・平成 16 年度課長代理級・係長級、平成 17 年度以降全職員に拡充します。
- 一般職の任期付職員採用制度の創設と活用
 - ・専門性を有する民間人材等を任期を定めて採用し、行政運営の効率化と組織の活性化を図ります。
- 特区の活用も含めたバリエアブルスタッフ制度の充実
- 降任申出制度の実施
 - ・職員の心身の負担を軽減し、もって個人の能力と意欲に応じた人事管理を実現するとともに、組織の活性化を推進するため「職員降任申出制度」を実施します。

働きやすい職場環境づくり

- 職場改善の推進
 - ・業務改善表彰制度（さかいチャレンジ）を創設し、業務改善を推進します。（再掲）

(3) スリムで変化に強い行政システムを構築します (行政運営の改革)

行政評価制度の構築

- 行政評価制度の充実

- ・ 局の方針及び重点目標管理制度の構築

局の裁量権の拡大と責任の明確化を踏まえ、将来の局ごとの戦略計画につなげます。

- ・ 事業評価の再構築 (一般事務費、管理運営費、建設事業を除く継続的施策・事業の実績評価)

- ・ 組織・業務体系、施策・事業体系の棚卸

- 環境マネジメント (ISO14001) の推進

- ・ 支所庁舎、2 期庁舎及び事務系施設へ認証範囲を拡大します。

- ・ 事業系施設で独立して認証取得を推進します。

組織改革の推進

- 支所機能の強化 (区役所行政を展望して)

政令指定都市に向けて、支所において、地域に密着した行政を総合的に推進することができるよう、地域特性に応じたきめ細かなまちづくりや市民サービスの総合性を高めるための方策を確立します。

- ・ 地域振興関連事務の一元化による市民利便性の向上と効率的な事務執行体制を整備します。

- ・ 地域に密着したまちづくり事業を支所が主導・調整する仕組みづくりを進めます。

- 教育委員会所管の生涯学習部門のうち平成 16 年度から企画機能の一部を市長部局へ移管するとともに、市民向け施策と組織の一体化を推進

- 人事委員会設置についての取組

- 消防局設置についての取組

定数管理の適正化と給与制度改革

さらに職員定数管理の適正化と給与制度改革など行政内部のスリム化を図ります。

- 職員数の削減

- ・ 事務事業の見直しなどの業務改革の推進により職員数を削減 (平成 17 年度までに平成 14 年度と比較して 1 割以上) します。

公共施設の適正配置と管理運営の見直し

- 公共施設の再配置と統廃合

- ・ 三宝プール、人権ふれあいセンター結婚式場を廃止します。(平成 16 年度予定)

- 公共施設運営の改革

公共施設の管理運営について、最適な管理手法等を検討し、コストの縮減とサービスの向上を図ります。

- ・ 公の施設の管理運営について、地方自治法の改正に基づく指定管理者制度を活用し、民間

事業者等（外郭団体も含む。）への管理代行や委託を進め、コストの縮減とサービスの向上を図ります。（文化施設、勤労者総合福祉センター、老人福祉センター、障害者福祉センター、体育施設、青少年施設、図書館、公園関連施設、農業公園等）【平成18年度末までに公の施設管理運営経費の2割縮減を目標に取り組みます。】

・指定管理者制度の活用ガイドラインを策定します。

- 教育施設の見直し

・公立幼稚園のあり方について、子育て支援の観点をも踏まえ、平成16年度中に方向性を定めます。

財産の有効活用の総合的推進（建物を中心にして）（本項新規追加）

厳しい経済環境が続く中、市民ニーズに対応するためには財源の確保が課題であり、本市が保有している資産の有効活用がさらに重要になってきています。また、公共施設は「建設」の時代から「管理運営や利活用」、さらに「経営（マネジメント）」に重きを置く時代を迎えています。そうしたことから、公共施設（公共建築物）の総合評価を実施し、民間ノウハウを導入した手法の活用を踏まえた有効活用と処分を進め、最適なストック・マネジメントを進めます。

- 公共施設（公共建築物）の総合評価の実施

・適正配置と機能面、維持管理コスト、営繕・保全、ライフサイクルコストなどから評価点検を行います。

- 財産の有効活用と処分

・総合評価の結果を踏まえ、財産の有効活用や処分を推進します。

- 民間のノウハウを活用した財産有効活用手法の確立

- 公共建築物のライフサイクルコストを踏まえたストック・マネジメントの推進

・維持管理の効率化、計画保全による延命化、建替更新の平準化等を進めます。

外郭団体の改革

団体の役割を検証し、市と団体の全体最適経営を基本に置きながら、事業の再編と再構築を図り、事業の活性化と効率化を進めます。また団体経営の自立化・効率化と財政関与の縮減を進め、指導調整体制の整備を図ります。

- 外郭団体の事業の見直しと活性化

・団体の活性化と本市の取り組むべき政策の推進を図るため、外郭団体の特性や機能をいかしどのような事業を担うべきかという観点を踏まえ、事業の再編合理化や再構築を進めます。また、市の補完・代行的な事業・業務について、適切な団体に行わせるよう整理を進めます。

中小企業施策の総合的展開のため、政令市移行後の中小企業支援センター機能も視野に入れて、関連団体の事業・事務の再編合理化に取り組みます。

住宅供給公社については、市営住宅関連業務を受託し、経営健全化を推進します。

文化振興財団、公園協会、教育スポーツ振興事業団、水道サービス公社については、公の施設の指定管理者制度の活用やアウトソーシングの推進状況も踏まえて、業務を見直します。

都市整備公社、科学教育振興会については、担うべき役割と事業内容を十分精査し、

活性化を図ります。

- **外郭団体の経営改善**

- ・団体経営の自立化、効率化と市としての財政関与の縮減を進めます。【平成18年度末までに財政関与額の1割縮減を目標に取り組みます。】

公の施設の管理運営について、コスト縮減とサービス改善という視点を踏まえ、指定管理者制度を活用し、民間事業者等に委ねられるものは委ねます。

施策・事業の再編合理化や業務の見直し、再任用職員や非常勤職員など多様な人材活用により、派遣職員を削減します。

補助金、委託料以外の自主財源（寄付金、広告料等）の開拓を進めます。

- **外郭団体の統廃合**

- ・事務事業が近接している団体は、事業の再編合理化や共同化を進めるとともに、管理部門の統合や共同化を推進します。
- ・団体の活性化や事業の再編・再構築の検証を踏まえ、団体の役割や存在意義について精査のうえ、団体の統廃合を進めます。

- **指導調整体制の整備**

- ・所管部局及び関係部局の役割と責任を明確化し、指導調整体制の整備を行います。

外郭団体指導調整指針を策定します。

外郭団体総合調整委員会の見直しと（仮称）外郭団体経営会議を設立します。

中期業務計画の策定と業績報告、経営評価などの仕組みを構築します。

（４）財政構造の改革

補助金等の見直しなど施策・事業の抜本的改革と経営の効率化

- **施策事業の見直しと再構築**

- ・個人給付型事業については自立支援型事業へ施策の転換を図るなど、施策・事業の見直しと再構築を進めます。

障害者（児）給付金、難病患者見舞金の廃止と（仮称）健康福祉プラザ整備事業など施策の再構築の推進（再掲）

敬老祝金の見直しと高齢者施策の再構築の推進（再掲）

- ・イベントについては、市民や参加者の視点を踏まえ、その目的や効果など精査し、統廃合を含めた見直しを行います。
- ・行財政改革計画期間中の市直接施行の新たな施設（ハコモノ）建設には原則着手しません。（ただし、施設の建替え及び民間資金等の導入で建設する施設は除く。）
- ・補助金は、原則として3年の終期設定を行うとともに、個別に評価を行い、廃止、削減、拡充を行い、金額では2割の削減をめざします。また、運営補助は事業補助への転換を図ります。

- **企業会計・特別会計の健全経営**

引き続き、公営企業の経営改善を進めます。

- ・病院事業における地方公営企業法の全部適用に向けての取組

- ・下水道事業における地方公営企業法の全部適用（平成１６年度予定）
- ・下水汚泥広域処理事業から流域下水汚泥処理事業への転換（平成１６年度予定）
- ・水道事業と下水道事業の経営統合（平成１６年度予定）

市税等歳入の確保と受益者負担の適正化

- 市税収入等の確保
 - ・軽自動車税の口座振替納付推進
 - ・高度な徴税技術や能力を有する人材の活用と職員の育成
 - ・申告の電子化の推進
- 受益者負担の適正化

負担の公平性を図る観点から、使用料及び手数料を定期的に見直します。

 - ・自転車等駐車場使用料、放置自転車等撤去保管手数料、青果市場使用料、講座受講料等の改定に取り組みます。
 - ・循環型社会形成の中で、ごみの減量施策の推進にあたって、市民、事業者及び行政の役割を明確にし、生活ごみの有料化等その取組を促進するため必要とされる合理的な負担を市民・事業者に求めていくとともに、新しい環境産業の振興を図り、再資源化・再利用に向けて経済的な視点をもった循環システムを構築します。

（５）市民協働のまちづくり

市民参画の仕組みづくりとＮＰＯ等の支援

- 市民参画の仕組みづくりの推進
 - ・平成１５年度中にミニ公募債を募集します
- 支所における市民協働によるまちづくりの推進

分権型社会に向けて、地域コミュニティや市民活動団体、ＮＰＯ、事業者などと行政との間の協働によるまちづくりを推進するため、支所において、地域における市民の主体的なまちづくり活動や公益活動を支援するとともに、地域のまちづくりや課題解決にともに取り組みます。

 - ・地域まちづくり活動や市民活動に対する支援制度の整備
 - ・広報・広聴機能の充実
 - ・市民協働による「区域カルテ作成」や市民活動などの「指針」づくり
- 市民活動支援施設の機能の充実
 - ・ＮＰＯに対する相談を含む情報支援を行う「（仮称）市民活動コーナー」を２期庁舎内に開設します。
 - ・ＮＰＯの事務機能を支援するため、「（仮称）堺市市民活動サポートセンター」を整備します。
- 市民とのまちづくりに関する研究会の開催
 - ・若者が考えるまちづくり研究会等を開催します。

(6) まちの構造改革の推進

【改定のポイント】

計画策定時点の項目に対して、「持続可能な都市の形成」「民間、市民、地域の活力の導入」「政令指定都市実現に向けた政策展開」の点を反映させ、以下のとおり改定します。

【具体的な改定点（下線部分）】

ひ と

● 家庭・地域・行政の協働による子どもたちの健全育成と安心できる子育て環境の整備

子どもたちが地域社会の中で豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭・地域・行政が協働して取り組みます。また、子どもを産み育て定住したいと思える安心・安全な子育て環境を整備し、まちを元気にするパワーに満ちた子育て世代の定住化を図ります。

・地域の資源である学校や保育所などを拠点に、ボランティアやNPOと連携して、子育て家庭に対する支援活動や地域のコミュニティづくりを進めます。

・特色や魅力のある学校園づくりに向けて教育改革を推進します。

・学校・家庭・地域の協働による教育力の向上に取り組むとともに、信頼される学校園づくりを推進します。

・子育て期の生活様式に対応した良質な都市型住宅や多世代同居が可能な住宅・宅地の供給を促進します。

● 市民自らが考え実践する健康づくりの推進

市民が健康に関心をもち、自分の健康を自分で維持・増進できるよう、市民の主体的な健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動の環境を充実します。

・地域社会、職場などと連携して、生涯の各段階に応じた健康づくりへの支援を進めます。

・地域において青少年から高齢者まで多くの人々がふれあい、健康づくりや多様なスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブをはじめ、地域の健康づくりやスポーツ環境を整備します。

・市民が選び、市民が創る花と緑と水辺の散策コースの環境整備を市民と連携して進めます。

● 高齢者や障害者がいきいきと個性を発揮できる自立社会の実現

高齢者が元気でいきいきと暮らせる社会を実現するとともに、障害者が地域の中で自立した生活を営み、社会参加することを支援します。

・高齢者の豊かな経験や能力が地域や学校で活かされるよう、地域活動、子育て支援、教育、就労など多様な方面で、高齢者が社会に貢献する活動を支援します。

- ・障害者が地域の中で自立した生活を営み、学び・働き・社会参加することを支援します。
- ・障害者や高齢者などの市民の元気回復・健康づくり、社会参加を支援し、地域での自立生活を促進する多目的・総合的かつ広域的な拠点を整備します。

● **市民一人ひとりが自立し、互いに支えあう地域社会づくりの推進**

すべての市民が互いに個人として尊重し合い、自立した生活を営むとともに、地域社会においては互いに支え合い協働する思いやりあふれるコミュニティづくりを支援します。

- ・人権尊重の社会づくりと男女平等社会の実現に向けて、総合的な取組を進めます。
- ・すべての市民が自立した生活を送ることができるよう、生活相談や就労支援などを行います。
- ・市民の多様な活動を有機的に組織化できるよう、ＩＴを活用した情報のやりとりやネットワークづくりを支援するとともに、市民活動のより一層の活発化を図るよう、活動支援の拠点を整備します。
- ・地域施設や行政施設の有効活用を進めることにより、市民活動の活性化や地域福祉の推進を図るとともに、人材の有効活用などにより、市民との協働による地域コミュニティづくりを進めます。
- ・ボランティア活動など社会参加活動への支援や、地域で活動するボランティアリーダーへの活動支援を行います。

ま ち

● **民間・市民・地域の力を引き出しまちに活力を与える都市再生・地域再生の推進**

民間の資金力、技術力、経営力を積極的に取り入れるとともに、市民の参加や投資を促進できるまちづくりを推進し、魅力豊かな賑わいのある都市に再生します。

- ・「堺東駅周辺地域」においては、市街地再開発事業の推進等により商業・業務・住居機能の集積を図り、南大阪の玄関口にふさわしい魅力と賑わいのある市街地を形成します。
- ・都市再生緊急整備地域「堺臨海地域」や「堺鳳駅南地域」については、民間活力を最大限に活用しながら整備を進め、都市の再生を図ります。
- ・東西方向の公共交通網の充実など、総合的な交通体系の検討を進めます。
- ・これまで整備してきた都市施設などの蓄積を活かすとともに、民間事業者の資金やノウハウなどを活用して、効率的・効果的にまちづくりを進めます。

● **堺の歴史文化を活かした集客・交流機能の充実**

仁徳陵など百舌鳥古墳群をはじめとする堺が有する貴重な文化財や茶の湯など先人たちの足跡など、世界に誇れる歴史文化についての情報発信を推進することにより、堺に魅力を感じて訪れる人々の増加を図ります。

- ・百舌鳥古墳群や茶の湯などの歴史的文化資源を活用した堺観光・交流の拠点の形成に向けて、民間の資金やノウハウの導入を図るとともに、拠点を核に、路面電車や地場産業

である自転車などの活用によって、環濠都市の名残をとどめる内川や堺旧港などの親水空間、旧市街地の社寺などとのネットワークづくりを進めます。

- ・ 国内及び世界の各都市や地域との間で、歴史・文化を通じた交流を図り、堺らしい魅力ある情報を内外に発信します。
- ・ 国際的視野を持った人材を育成するとともに、市民や民間団体との連携による国際的な協調・協力などを通じて、国際協力・交流機能を高めます。
- ・ 大和川付替え三百周年（２００４年）を契機として、スーパー堤防の整備をはじめ水辺空間の整備と水質浄化を一層推進します。

● 産学官の連携などによる産業の活性化と就業の促進

意欲ある民間事業者や創業者・起業家をめざす者への支援や未利用地の有効活用を通して、現代のニーズに応じた新産業やそれに伴う雇用の創出を図ります。また、産学官の連携の強化による創業や技術開発、さらに、構造改革特区や地域再生の活用により新分野の産業立地を促進します。

- ・ 大学が持つ知的資源の活用を促進し、大学と企業等との間の技術、人材、資金、情報などの交流を活発化させることにより、地域と産業の活性化を図ります。
- ・ （株）さかい新事業創造センターを中核に産学官の連携を強化し、情報通信、ナノテクノロジー、バイオ、環境、新エネルギー関連の分野などにおいて、創業や新事業の創出を支援します。
- ・ 中小企業の経営基盤の安定を図るとともに、販路開拓支援や企業間連携の推進などを通じて、主体的、創造的な経営革新を支援します。
- ・ すべての人々が意欲や能力に応じて働くことができるよう、職業能力開発の支援や多様な就業形態の普及に取り組みます。
- ・ エネルギー基地としての機能や既存企業の集積、市場への近接性などの地域特性を活かして、新分野の産業立地などを促進し、地域経済の活性化や雇用の拡充を図り、新たな産業集積の形成をめざします。

くらし

● 環境共生・循環型社会の構築とエコエリアの形成

徹底した廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用等の循環的利用を通じて環境への負荷の少ない生活・活動への転換を促進し、循環型社会の構築をめざします。

- ・ 環境関連産業の誘致・育成により、地球環境に配慮したエコエリアの実現を図ります。
- ・ 再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入を支援するなど、環境に配慮した生活様式や活動の定着を促進します。
- ・ 公共交通機関や自転車の利用を促進し、環境負荷の少ない交通体系の整備を図ります。

● 市民主体の花と緑のまちづくり活動の推進

花と緑とまちを愛する市民の主体的な活動により、潤いと安らぎのある生活環境づくり

を進めます。

- ・市民が選び、市民が創る花と緑と水辺の散策コースの環境整備を市民と連携して進めます。(再掲)
- ・市民、企業、団体が協力して地域の環境美化を行うアドプト制度を推進します。
- ・公園や民有地などを活用して、市民との協働による花や緑とふれあえる空間づくりを進めるとともに、地域が取り組む花と緑あふれるまちづくり活動への支援を行います。
- ・市民と協働して、市内に残る農地、ため池、樹林地などの良好な農空間や自然環境の保全と再生を図るとともに、農地が持つ多面的な機能をまちづくりに活用します。

● 安全で安心できるくらしの確保

関係機関が連携してあらゆる危機に対する総合的な危機管理体制や、市民参加による地域の災害対応力の強化を図るなど、安全、安心なくらしを守ります。また、日常生活の利便性や快適性、移動のしやすさが確保されたまちをめざして、地域の生活拠点の形成や総合的な交通バリアフリー化を推進します。

- ・防災拠点・防災システムの整備を図るとともに、市民や関係機関と連携し、総合的な危機管理体制を整備します。
- ・働く意欲のある人々に対し、就労支援を充実し、安定した職業生活の確保を図ります。
- ・支所や主要な鉄道駅の周辺地区において、日常生活に必要な商業、サービスなどさまざまな機能の充実を進めます。
- ・市民、行政をはじめ民間事業者などが協力して、駅舎、道路などの総合的な交通バリアフリー化を進めます。

4 . 財政収支の見込みについて

今回の「行財政改革計画」の改定にあたり、平成 18 年度までの財政収支の見込みについても、これまでの行財政改革の取組の成果を現在編成中の平成 16 年度当初予算の見込みに反映させるとともに、一定の前提条件のもとに改めて推計を行いました。また、その際、平成 17 年度及び 18 年度については、今後の行財政改革の取組により新たに見込まれる財政健全化見込額（220 億円程度。（参考））を加味しました。

その結果、平成 16 年度から平成 18 年度までの累積収支額は、以下の表のとおりであり、現計画での財政収支見込（平成 14 年 11 月現在）での 582 億円に及ぶ赤字額に対し、今回の推計では収支が均衡する見込みではありますが、国・地方を通じて大変厳しい社会経済情勢の中、当面は本市においても引き続き厳しい財政状況が予想されます。

このため、今後とも全庁一丸となって、新たな「行財政改革計画」に基づき様々な行財政改革の取組を強力に推し進めるとともに、引き続き経常的経費の削減に努めることにより、「平成 18 年度当初予算までに単年度収支の均衡を実現させる」とこと、「早期に財政構造の悪化に歯止めをかけ、経常収支比率の改善をめざす」という 2 つの財政健全化目標の早期実現に向けて取組んでまいります。

平成 16 年度については現在当初予算の編成作業中であるため、その確定を待って必要に応じて数値の置換えを行うとともに、本文の一部修正も行います。

平成 18 年度までの財政収支見込（普通会計）

（平成 16 年 1 月現在 単位：億円）

	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源
市 税	1,200	1,200	1,148	1,148	1,090	1,090	1,073	1,073	1,038	1,038
地方交付税	262	262	256	256	310	310	334	334	355	355
地方債	211	95	330	153	250	110	268	112	267	112
その他	992	262	1,125	280	1,090	250	1,052	205	1,072	215
歳入合計	2,665	1,819	2,859	1,837	2,740	1,760	2,727	1,724	2,732	1,720
人件費	572	522	559	507	490	450	467	427	470	430
扶助費	534	173	579	190	630	200	663	213	668	210
公債費	299	293	302	299	300	290	301	298	308	307
普通建設事業費	342	106	392	102	300	80	329	102	322	98
その他	903	710	1,027	739	1,020	740	967	684	964	675
歳出合計	2,650	1,804	2,859	1,837	2,740	1,760	2,727	1,724	2,732	1,720
単年度収支	1		0		0		0		0	
収支累積額					0		0		0	

（注） 平成 14 年度欄は決算額であり、また単年度収支欄は実質収支の額を表示しています。

平成 15 年度欄は当初予算額です。

平成 16 年度欄は当初予算編成作業中（平成 16 年 1 月中旬時点）での集計値です。

平成 17 年度及び 18 年度欄は平成 16 年度当初予算の見込み額を基に推計しました。また、（参考）で示した今後の行財政改革の取組による財政健全化見込額を含んでいます。

(参考) 今後の行財政改革の取組による財政健全化見込額

(単位：億円)

財政健全化項目		効果額
歳入	市税収入の確保 公有財産の積極的売却 財政健全化債の発行 受益者負担の適正化 など	113
歳出	職員定員管理の適正化と給与制度改革など行政内部のスリム化 補助金・扶助費の見直し 公共事業の削減と重点化 企業会計の健全経営 アウトソーシングの推進 外郭団体の見直し など	105
合 計		218

5 . 実施工程表

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度以降
給付型から自立支援型への市民サービスの質的転換		・障害者(児)給付金、 難病患者見舞金の 廃止 ・(仮称)健康福祉プ ラザ整備事業など 施策の再構築		→
			・敬老祝金の見直し と高齢者施策の再 構築	→
PFI 事業等の推進	・清掃工場建替事業			→
	・市営住宅建替事業	・市民会館建替事業		→
		・PFI 等の手法導入 検討のシステム化		→
アウトソーシングの 推進		・電話交換業務 ・水道電話窓口業務	・プラネタリウム運営 業務 ・市営住宅管理業務	→
業務改革の推進	・業務改善表彰制度 の創設			→
		・上下水道事業統合 ・部門別業務改革の 推進		→
人事制度改革	→	・人事評価制度を課 長代理級・係長級職 員に拡充	・人事評価制度を全 職員に拡充	→
		・特別昇任の運用 ・職員降任申出制度 ・一般職任期付採用		→
	・バリュアブルスタ ッフ制度の創設			→
	・バリュアブルスタ ッフ特区の活用			→
行政評価制度の充実		・局の方針および重 点目標管理制度の 構築		→
		・事業評価の再構築		→
	→	・組織活動評価の実 施		→
				→
環境マネジメントの 推進 (ISO14001)	・認証施設の拡大 ・支所庁舎	・2 期庁舎	・事務系施設へ拡大	→
			・事業系施設で独立認 証推進	→

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度以降
組織改革の推進		・支所機能の強化		→
		・生涯学習部門のうち企画機能の一部を市長部局移管		
		・人事委員会、消防局設置の取組		→
職員数の削減	→		→	・平成 14 年度比較 1 割削減
公共施設の再配置と統廃合		・三宝プール、人権ふれあいセンター結婚式場廃止		
公共施設の運営改革	・公の施設の指定管理者制度の活用			・公の施設管理運営経費の 2 割削減
		・指定管理者活用ガイドライン策定		→
財産有効活用の総合的推進		・公共施設総合評価の実施		
		・財産の有効活用と処分	→	→
		・財産有効活用手法の確立	→	→
		・ストック・マネジメントの推進	→	→
外郭団体の改革		・外郭団体の事業見直しと活性化	→	→
		・外郭団体の経営改善		・財政関与額の 1 割削減
			・外郭団体の統廃合	→
		・指導調整体制の整備		→
施策事業の見直しと再構築		・個人給付型から自立支援型への施策の再構築(再掲)	→	→
		・イベントの見直し	→	→
		・市直接施行の新たな施設建設の原則凍結	→	→

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度以降
企業会計・特別会計の健全経営		・下水道事業の地方公営企業法全部適用	・病院事業の地方公営企業法全部適用に向けた取組	→
		・下水汚泥広域処理事業から流域下水汚泥処理事業への転換		
		・水道事業と下水道事業の経営統合(再掲)		
受益者負担の適正化	・保育料、下水道使用料改定	・自転車等駐車場使用料、放置自転車撤去保管手数料、博物館観覧料、青果市場使用料、講座受講料等の改定への取組		→
市民参画の仕組みづくりの推進	・ミニ公募債の募集			
支所における市民協働によるまちづくり		・地域まちづくり活動や市民活動に対する支援制度の整備		→
市民活動支援施設の機能の充実		・(仮称)市民活動コーナーの開設(2期庁舎内) ・(仮称)堺市市民活動サポートセンターの整備		

6 . 用語集

(50 音順)

I S O 1 4 0 0 1	国 際 標 準 化 機 構 (I S O = International Organization for Standardization) が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や品質管理規格 (ISO9000 シリーズ) など発行しています。「環境マネジメントシステム」とは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のこと。
公の施設	地方自治法 2 4 4 条第 1 項の規定に基づき、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設
下水道汚泥広域処理事業	下水道汚泥の処分量の増加と処分地の確保の問題に対処するため、日本下水道事業団が事業主体となり、複数の地方公共団体の下水処理場等から発生する下水道汚泥を一括して収集し、処理する事業
公共施設	公共の用に供する施設。公の施設のほか、庁舎、清掃工場、浄水場等を含む。
構造改革特区	民間事業者や地方自治体などの自発的な創意と工夫により、その地域の特性に応じて、法律に基づくさまざまな規制を緩和するなどの特例を導入する特定の区域 (特区) を設置し、民間活力を最大限に引き出すことにより地域の活性化を図り、日本全体の経済活性化に資することを目的に設けられた制度
指定管理者制度	公の施設の管理を設置者である地方公共団体が指定する管理者に代行させる制度で、平成 1 5 年 6 月の地方自治法の一部改正により、これまでの管理委託制度に代えて導入された。公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げることによって、市民サービスの向上と行政コストの縮減等を図る目的で創設された。
ストック・マネジメント	土地、建物などの資産を経営資源として有効に活用するため、施設の管理運営の効率化、適正な保全と延命化、建替の平準化などを総合的に推進すること。
生産性	生産過程に投入された一定の労働力その他の生産要素が生産物の産出に貢献する程度
税申告の電子化	納税者の利便性の向上と税務事務の効率化を図るため、申告から納税までの一連の手続を電子化すること。
戦略計画	限られた資源の中で、組織のビジョン・目標と目標間の優先順位及び目標実現のための資源 (予算・人員等) の割当・優先順位を明確にするとともに、業績測定の仕組みも備えるなど計画、業績、予算の結びつきが確保された計画
地域再生制度	地域再生とは、地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用しながら、「地域経済の活性化」や「地域雇用の創造」を実現しようとする制度。本年 1 0 月 2 4 日に内閣に地域再生本部が設置され、政府、地方公共団体、民間事業者等各関係者が一丸となって地域再生に向けた取組を着実に遂行することとなった。

地方公営企業法の全部適用	地方公共団体の経営する企業について、地方公営企業法の財務に関する規定に加えて、組織に関する規定、職員の身分扱いに関する規定も適用すること。全部適用にすると市長部局から独立して管理者が置かれ、業務の執行権限や管理規程の制定権が発生し、職員の任免権、給与等の身分取扱いの権限が移管され、職員の労働協約締結権が付与される。全部適用により、独立した組織のもとで経営責任を明確にし経営改善を図る。
中小企業支援センター	中小企業支援法第 7 条の規定により、同法の定める経営診断等の中小企業支援事業を行わせるため、都道府県知事が指定する法人。中小企業の経営全般に知見を有する民間人材をプロジェクトマネージャー等として配置し、相談窓口の設置、専門家の派遣、情報等の提供等ここに来れば問題解決の糸口が見つかるようなワンストップサービス型の支援を実施している。
都市再生緊急整備地域	都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業などを通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生緊急整備地域を定める政令により指定された地域。堺市においても、「堺鳳駅南地域」「堺臨海地域」が指定を受けている。
ナノテクノロジー	超微細技術のこと。ナノ（10 億分の 1）メートルの精度を扱う技術の総称。マイクロマシンなどの加工・計測技術だけでなく、新素材や新薬の開発などに利用が期待されている。
バイオコンポスト	下水道汚泥を超高温発酵菌により発酵させて良質な肥料を作ること。
バリュアブルスタッフ制度	民間等で培った豊かな能力、知識、経験等を有する者を短期臨時職員として任用する制度
バリュアブルスタッフ特区	現在任用している短期臨時職員のうち、職務遂行資格条件を必要とする職について、人材の需給状況等から、更新された任用期間の満了の際、現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難である職について、雇用期限を 1 年から 3 年に延長するため、構造改革特区法に基づく特例措置を適用しようとする区域
ライフサイクルコスト	建物の企画、設計から建設、維持管理、除却に至るまでに必要な建物に係る費用の総額
流域下水汚泥処理事業	安定的、経済的な汚泥の処理処分を図るとともに、汚泥の資源化、再利用を促進するため、都道府県を事業主体として広域的な観点に立ち複数の終末処理場から発生する汚泥を集約処理する事業。平成 15 年 10 月の日本下水道事業団法の改正を受けて、下水汚泥広域処理事業（エースプラン）が同事業団の事業としては廃止され、都道府県に移管された。